

## 銀行代理業・信託契約代理業

三井住友銀行はSMBC信託銀行を所属銀行・所属信託会社とした銀行代理業者および信託契約代理店として、SMBC信託銀行で取り扱う商品の一部の媒介業務を行っております。

くわしくはお近くの各支店等にお問い合わせください。

(営業日・営業時間は三井住友銀行各支店等に準じます。)

▶三井住友銀行各支店等の営業日・営業時間について

<https://www.smbc.co.jp/kojin/tenpo/>

### 銀行代理業の概要

所属銀行	株式会社SMBC信託銀行
銀行代理業者	株式会社三井住友銀行 (銀行法第五十二条の六十の二第一項の規定により 銀行代理業を営む者)
取扱業務	SMBC信託銀行プレスティアの預金の受け入れ、為替取引 および資金の貸付を内容とする契約締結の媒介

### 信託契約代理業の概要

所属信託兼営 金融機関	株式会社SMBC信託銀行
信託契約代理店	株式会社三井住友銀行
登録番号	関東財務局長(代信)第56号
取扱業務	SMBC信託銀行の一部の信託契約の締結の媒介
ご留意事項	下記「お取り扱い商品のご案内」をご確認ください。

## お客さまに関する非公開情報について

- 三井住友銀行が銀行代理業および信託契約代理業以外の業務を通じて知り得た、または今後知り得るお客さまに関する非公開情報※をSMBC信託銀行の商品・サービスのご案内に利用させていただくことがございます。
  - 株式会社SMBC信託銀行の商品・サービスのご案内等の銀行代理業および信託契約代理業を通じて知り得た、または今後知り得るお客さまに関する非公開金融情報※を三井住友銀行とお客さまとのほかの取引に利用させていただくことがございます。
- ※預金の残高・入出金・満期、融資の使途・残高、外国為替業務・金融商品・サービスの取引内容や金融商品の運用状況に関する情報、資産・収支・業務の状況等

## 当行とSMBC信託銀行との情報共有について

三井住友銀行およびSMBC信託銀行が、お客さまのニーズに的確にお応えするために、両社の間でお客さまの情報（以下に記載）を相互に提供・受領・共有・利用させていただくことに、ご同意いただきます。

- 氏名・住所・連絡先等の情報
- SMBC信託銀行との取引情報（成約時期・金額等）
- 資産・負債に関する情報（預金残高等）、三井住友銀行との取引情報（預金の入出金明細等）

## お客さまとSMBC信託銀行との取引について

- SMBC信託銀行とのお取引に関して、お客さまのご意向に基づいてご判断いただくため、SMBC信託銀行をご紹介後、SMBC信託銀行がご提案を行う際に、三井住友銀行は同席いたしません。
- 三井住友銀行は、SMBC信託銀行を所属銀行・所属信託会社とする銀行代理業または信託契約代理業の一部対象商品を除き、SMBC信託銀行で取り扱う個別の商品・サービスについてご説明することや、SMBC信託銀行がご提案した内容に関して意見をお伝えすることはありません。

## お客さまと当行とのその他のお取引への影響について

- 三井住友銀行は、SMBC信託銀行とは別法人であり、SMBC信託銀行で取り扱う商品・サービスをご契約いただくことを、三井住友銀行でのお取引の条件とすることはございません。
- また、SMBC信託銀行でのお取引に至らなかった場合でも、このことを理由として、三井住友銀行でのお取引に関して不利なお取扱をすることもございません。
- 上記に関して、万が一、ご懸念等がございましたら、「お客さま相談窓口」までご相談ください。ご相談・ご照会をいただいたことや、その内容により、お客さまが不利益を被ることは一切ございません。

➤ お客さま相談窓口： <https://www.smbc.co.jp/cx/abuse>

# お取り扱い商品のご案内

三井住友銀行では

投資信託

公共債

損害保険

生命保険

証券仲介  
取引

信託  
代理業

等のお取り扱いをしております。

これらの商品のお申し込みの際は、次の点にご留意くださいますようお願い致します。

共通

- 預金商品ではありません。
- 預金保険の対象ではありません。
- 当行による元本および利回りの保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、商品をご購入のお客さまが負うこととなります。

公共債  
・  
投資信託

- 当行は、商品の販売を行いますが、発行・運用を行うのは当行ではありません。
- 当行でご購入いただいた公共債・投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託をご購入の際は、約款、最新の「目論見書」を必ず、ご覧下さい。

生命保険

- 当行は、契約の締結の媒介を行いますが引受けを行うのは当行ではありません。
- ご契約いただいた生命保険はその引受保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、給付金額、年金額等が削減される場合があります。
- 生命保険をお申込の際は、「契約のしおり・約款、重要事項の説明書」等を必ず、ご覧下さい。

損害保険

- 当行は、契約の締結の代理を行いますが引受けを行うのは当行ではありません。
- ご契約いただいた損害保険はその引受保険会社が破綻した場合、損害保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した給付金額等が削減される場合があります。
- 損害保険をお申込の際は、「ご契約のしおり、重要事項説明書」等を必ず、ご覧下さい。

証券仲介  
取引

- 当行は、委託証券会社より委託を受け、有価証券の売買の媒介、取次、募集・売出しの取扱いを行います。取引は委託証券会社と行っていただきますので、売買等の相手方は当行ではありません。
- 証券仲介取引により、お取引いただいた有価証券は委託証券会社に保護預りいただきますので、投資者保護基金の対象になります。当行では、証券仲介取引において、保護預りをいたしません。
- 証券仲介取引をお申込の際は最新の「目論見書」または「販売説明書」及び「約款、重要事項確認書」等を必ず、ご覧下さい。

信託  
代理業

- 当行は、信託契約の締結の媒介を行いますが、契約の相手方は当行ではありません。
- 信託銀行をご紹介した後は、お客さまと信託銀行との間でお手続きを進めていただくことになり、当行は契約内容等に関与することはいたしません。
- 信託銀行の商品のご検討の際は、最新の商品説明書を必ず、ご覧下さい。

※ 各商品の詳細な内容につきましては、別途お渡しするパンフレット等をご参照いただきますよう、お願いいたします。